

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の
一部を改正する省令案についてのパブリックコメント

2017年12月28日 厚生労働省老健局老人保健課あて提出

介護医療院に置くべき従業者として、社会福祉士を加えてください。

理由：

社会保障審議会介護給付費分科会 第147回の資料6（四病院団体協議会資料）の「2. 介護医療院の在り方について（その1）」「(1) 介護医療院に期待される機能について」に以下の記載があります。

○ 介護医療院は、地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的の施設ではない点には留意が必要である。

「医療」、「介護」、「生活支援」に加え「住まい」の機能を発揮していくためには、ソーシャルワークの機能が必要です。

「介護支援専門員」だけでなく、「介護その他の業務に従事する従業者」として、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士について記載する必要があります。